

全 損 保

THE ZENSOMPO

THE ZENSOMPO
全日本損害保険労働組合中央機関紙
発行=全日本損害保険労働組合
〒104-0033 東京都中央区新川2丁目
8番4号 八重洲長岡ビル7階
電話 (03) 3551-7131 (代表)
Fax (03) 3551-8130
一部10円(購読料は組合費に含める)
毎奇数月 25日発行

5 / 10

2018年
号外

全損保ゼネラルリ分会の経営の雇用責任を追及するたたかい

東京都労働委員会と和解放成立

日本支店閉鎖の発表から9か月で解決をはかる

雇止めされた浅岡博之さん(ニューインディア分会)の職場復帰と合わせて外資のたたかい全面解決



ゼネラル社における日本支店閉鎖に伴う全従業員の雇用問題に対し、自らの雇用や退職条件とともに、代理店や顧客保護と保険契約のスムーズな移転という両面から経営責任を追及してきた全損保ゼネラル分会のたたかいは、4月17日、東京都労働委員会において和解放成立し、全面解決をはたしました。

写真上: 和解放成立し支援の仲間とともに
写真下: 調査に入る傍聴参加者の行列

イタリアに本拠をおく世界第3位の保険グループであるゼネラル保険会社は、2017年7月21日、唐突に日本支店を2019年3月31日で閉鎖し、保険契約を三井住友海上社へ移転することを発表しました。従業員に対しては、個々の従業員ごとにはバラバラの業員ごとにバラバラの「指定退職日」を提示し、「指定日以外の退職は自己都合とし、特別退職金も一切支払わない」として、退職勧奨を行なってきました。

これに対し、不安や怒り、疑問を持つ仲間が8月2日に全損保ゼネラル分会を立ち上げ、経営に対し、雇用と社会的な責任を追及するたたかいは、2019年3月31日開始の全損保中央執行委員会の全損保中央執行委員が参加し16回におよんだ団体交渉では、経営の理不

「指定退職日」の概念を取り払い、「会社都合退職」を適用させ、特別退職金に勤続年数などこれまでの貢献を加味させるなど、質的な争点が解消されたこと

築いた到達点は、組合員のみならずゼネラル社日本支店に現在在籍する全従業員に適用されること

この解決は、ゼネラル分会組合員の要求をかなえることにとどまらず、損保に働く仲間を勇気づけるとともに、経営が自らの都合だけで雇用を蔑ろにする暴挙は許されな

るにすることを内外に示しました。

全損保ゼネラル分会は、日本支店の閉鎖まで、職場の労働環境や労働条件など、問題が生じれば都度会社と交渉をおこない、改善をはかつていく決意をかためています。

経営の一方的な雇止めを撤回させ12月4日に職場復帰をはたしたニューインディア分会浅岡さん

の解決とともに、「外資のたたかい」は全面解決しました。これまでの支援カンパや東京地裁、都労委への傍聴参加など、ご支援をいただいた多くの方々により感謝申し上げます。

今後も全損保は「損保で働く仲間の雇用と権利、健全な産業・職場を守る」ことに全力をあげて奮闘していきます。

たたかいの経過

2017年

- 7月21日(金) ゼネラル社が日本支店閉鎖と契約移転を発表
※5営業日以内での退職合意が迫られる
- 8月2日(水) 労働組合結成
- 8月3日(木) 労働組合結成を知らせるピラを職場に配布
- 8月4日(金) 第1回ゼネラル分会総会
- 8月7日(月) 『通知書』『要求書』を会社へ提出
- 8月25日(金) 第1回団体交渉<中執3名参加>
- 9月1日(金) 東海支店の組合員へのオルグ
- 9月9日(土)~10日(日) 全損保各支部へ支援の訴え
※あいおい外勤、日新、損保ジャパン、日本興亜、あいおいニッセイ同和、Chubb Japan
- 9月12日(火) 第2回団体交渉<中執3名参加>
- 9月22日(金) 全損保第76回定期全国大会で支援の訴え
- 9月29日(金) 『質問状』を会社へ提出
- 10月5日(木) 第3回団体交渉<中執4名参加>
- 10月13日(金) 第4回団体交渉<中執4名参加>
- 10月17日(火) 『質問状(その2)』を会社へ提出
- 10月18日(水) 東京本部オルグで支援の訴え
- 10月19日(木) 第5回団体交渉<中執2名参加>
金融庁へ『質問状』送付
- 10月25日(水) 金融庁へ訪問し情報提供
『質問状(その3)』を会社へ提出、東海支店組合員との意見交換会
- 10月28日(土) 第6回団体交渉<中執2名参加>
- 10月31日(火) 『質問状(その4)』を会社へ提出
- 11月7日(火) 『質問状(その5)』および『その6』を会社へ提出
- 11月9日(木) 名古屋本部オルグで支援の訴え
- 11月11日(土) 全損保女性のつどいで支援の訴え
- 11月20日(月) 第2回ゼネラル分会臨時総会
- 11月22日(水) 第7回団体交渉<中執3名参加>
『雇用責任を果たすにあたっての要求書』を会社へ提出
- 12月6日(水) 第8回団体交渉<中執2名参加>
- 12月18日(月) 東京都労働委員会へ不当労働行為救済申し立て

2018年

- 1月11日(木) 『便宜供与に関する要求書』を会社へ提出
- 1月16日(火) 第9回団体交渉<中執3名参加>
- 2月14日(水) 東京本部オルグで支援の訴え
- 2月19日(月) 都労委第1回調査<参加者62名>
- 2月27日(火) 中央労働基準監督署相談
- 3月7日(水) 『解決における要求書』を会社(イタリア本社も含む)へ提出
- 3月12日(月) 第10回団体交渉<中執2名参加>
- 3月13日(火) 都労委第2回調査<参加者42名>
- 3月14日(水) 全損保第77回定期全国大会で支援の訴え
- 3月19日(月) 第11回団体交渉<中執7名参加>
- 3月22日(木) 都労委第3回調査<参加者49名>
- 3月27日(火) 第12回団体交渉<中執5名参加>
- 3月28日(水) 都労委第4回調査<参加者51名>
- 4月2日(月) 『解決における会社回答の見直しを求める件』を会社へ提出
- 4月3日(火) 第13回団体交渉<中執5名参加>
- 4月4日(水) 都労委第5回調査<参加者50名>
- 4月9日(月) 第14回団体交渉<中執2名参加>
『解決をはかるための最終個別要求書』を会社へ提出
- 4月12日(木) 第15回団体交渉<中執2名参加>
- 4月13日(金) 金融共闘統一行動 金融庁要請
- 4月16日(月) 第16回団体交渉<中執2名参加>
- 4月17日(火) 都労委第6回調査<参加者66名>
和解放成立

※団体交渉にはのべ51名の全損保中央執行委員が参加
※東京都労働委員会の傍聴参加はのべ318名
※機関紙「全損保」号外(外資のたたかい)2号発行
※分会ニュース『団結』17号発行
※弁護団会議、外資のたたかい対策会議、全損保本部との打ち合わせなど

和解解決をかちとって——ゼネラリ分会 内野委員長

全損保でたたかえたことで築けた大きな到達点
支援してくださった全ての皆様へ感謝



内野委員長

私たちのたたかいは、全損保の全面的な支援を受けなければならぬものでした。

団体交渉では常に中執メンバーの参加があり、都労委では、全損保のとりくみによる60名を超える傍聴支援を受けました。それが三者委員の心を動かし、和解に向けた調査が行われることになりました。

私たちのたたかいは、全損保がこれまで築いてきた水準には程遠いものでした。しかし、会社が指定した退職日以外の退職を自己都合とするといった、差別を改めさせることができました。

この大きな到達点を築きました。わたしたちは、全損保でたたかえた喜びをかみ締め、全損保のとりくみと支援してくださった全ての皆様へ、感謝申し上げます。

けたこと、そして全従業員ベースへの適用、個別要求への回答を引き出したことで、和解となりました。

ご協力
ありがとうございました

全国大会で議長からカンパを受け取る内野委員長(左)



本田弁護士



小部弁護士

大塚労働者委員



みんなで知恵を出すことで
成果を勝ち取った

ニューインディア分会 浅岡 博之

ゼネラリ保険日本支店閉鎖のニュースは大変驚かされました。会社都合の閉鎖にもかかわらず、会社が指定した退職日の退職合意書に5日以内に捺印しなければ自己都合退職となること、指定退職日以外は自己都合退職となること、指定退職日以外に自己都合退職となること、指定退職日以外に自己都合退職となることを理不尽さにあきれると同時に怒りを覚えるものでした。

今回のたたかいで全損保組合員並びに全損保OBの支援の下、都労委での和解協議に至ったことは、ゼネラリ分会の団結と粘り強い交渉と諦めない強い気持ちがあったからこそです。

一切立場を変えようとしなかった経営者に今回の解決で方針を変更させたことは大きな成果だと思います。

すでに新たな職場へ移られた方、来年3月末の退職指定日で去らざるを得ない方々が、会社の理不尽な提案に対し、一人では不安ばかりでも、みんなで知恵を出すことで一定の成果を勝ち取ることができたのが大きな成果だと思います。

ゼネラリ分会の皆さんのご健康と今後のご活躍を切に願っています。

ともにたたかった仲間からのコメント

和解解決を引き出したのは
みなさんの努力のたまもの

全損保中執・Cuddo Japan支部執行委員長 竹場 一賀

ゼネラリ分会のみなさん、全面解決おめでとうございます。

昨年7月の突然の日本支店閉鎖発表を発端に、組合を立ち上げ、従業員の要求をまとめ、会社と交渉し、たたかってきた努力により引き出した素晴らしい結果です。和解内容は必ずしもみなさんの納得のいくものではなかったかもしれませんが、従業員を顧みない会社姿勢をただし、組合要求に基づく会社回答を勝ち取りました。

「退職合意書に同意しなければ、退職金加算もなければ、会社都合退職にもしない」などということがまかり通ってしまったら、世の中、会社のやりたい放題になってしまいます。会社の卑劣なやり方を押し戻し、和解解決を引き出したのは、みなさんの努力のたまものです。

「組合って何するものなの」「組合は何ができるの」と、組合立ち上げの混乱の中での会社との交渉は大変だったと思います。でも、きつとその大変さ以上に得られるものがあつたのではないのでしょうか。改めて全面解決おめでとうございます。

「知恵」と「経験」と「人」を
結集し局面を打開した

全損保常任中執・共栄支部執行委員長 西田 俊彦

納得と合意の持てる解決、おめでとうございいます。当該分会の奮闘とその到達点に心より敬意を表します。

団交や都労委にも参加して、「なかなか難しい」と感じることもありましたが、合理的説明ができない指定退職日、指定日以外の退職はすべて自己都合扱いという一方的な出方。良識に欠き、当事者能力をも疑う日本支店代表ら。一方で怒りを持って立ち上がった分会有志。しかしこうした事態に直面しての労働組合立ち上げ、当然ながら慣れない労使交渉。何より代表者の耳の悪さ、つまり声が沁みないこと。そして時間に限りがあったこと。膠着する団交を、全損保は「知恵」と「経験」と「人」を結集し、都労委の活用により局面を打開しました。

今回あらためて、労働組合、全損保の力は確かにあること、その力を発揮するにはそこに確信を持つこと、そのために平時から職場に吹く労働組合の風、不断の取り組みが大切であることを再確認しました。このたたかいの到達点と教訓を広く共有し、ともに奮闘していきましょう。

ゼネラリ分会のたたかい和解解決にあたって

2018年4月25日
全日本損害保険労働組合中央執行委員会

全損保の組織をあげてたたかってきたゼネラリ分会争議は、2018年4月17日、東京都労働委員会において和解が成立し、全面解決した。

- イタリアに本拠をおく世界第3位の保険グループであるゼネラリ保険会社は、2017年7月21日、唐突に日本支店を2019年3月31日で閉鎖し、保険契約を三井住友海上社へ移転することを発表した(発表当時の従業員数49名)。従業員に対しては、個々の従業員ごとにバラバラな「指定退職日」を突きつけ、「指定日以外の退職は自己都合退職とする」とし、営業日5日以内での合意を求めるといった異常な出方をしてきた。これを、契約移転(=業務量の推移)と要員配置(=業務の実態把握と人材確保)を一切考慮しない杜撰な「計画」と合わせて考えると、経営の都合による労働者追い出しにほかならないことは明らかであった。
- これに対し、2018年3月31日を「指定退職日」とされた8名を含む17名が労働組合の結成に応じたが、多数派を形成するには至らず、経営の職場支配との関係では、労働組合に対する支持・期待の声も大きくは表面化しなかった。出遅れたうえに力不足と言える状況のなかでゼネラリ分会の闘争は始まった。
- ゼネラリ分会は、ニューインディア分会の浅岡さんの解雇撤回闘争と力を合せてたたかうことを表明し、16回におよんだ団体交渉にもものべ51名の中執中央執行委員が参加し経営責任を追究した。また、金融共闘を中心に組織の内外へ支援を訴えた。しかし、労働組合の理詰めと迫りに接しても、経営は「当初案」を一切変えようとしなかったため、2017年12月18日、東京都労働委員会に不誠実団交を柱とする不当労働行為の救済を求め、申立てをおこなった。東京都労働委員会では、2ヵ月間の間に6回の

調査期日が設定され、毎回傍聴席を埋め尽くした(6回でのべ318名が参加)力が労働委員会三者委員と経営に伝わったことは間違いない。これにより事態の歯車が好転し、これまでのかたくなな経営姿勢が一気に崩れることとなった。

- ゼネラリ分会組合員の不満は尽きることはないが、「指定退職日」の概念撤回と「会社都合退職」の適用、既に退職した者への到達点の適用など質的争点が解消されるとともに、組合員のみならず、ゼネラリ社日本支店に現在在籍する全従業員に適用されるという到達点が築かれた。また、最終局面においては、組合員個々の「個別要求」に対しても具体回答が示された。
 - 2017年3月31日付で事務所が閉鎖された東海支店の組合員をはじめ、新たな進路を歩み出した組合員も少なからずいるなかで、2019年3月31日には日本支店が閉鎖され、香港へ撤退するという情勢を判断するならば、さらなる前進をめざして、「職場で・法廷で・社会でたたかう」ことが極めて展望しづらいと判断せざるを得ず、この到達点をもって和解解決することを決断した。
 - このたたかひの教訓は、
 - ゼネラリ分会として、
 - 「指定退職日以外は自己都合退職」という異常極まる押しつけを跳ね返した。
 - 労働組合が無い職場から立ち上がった仲間たちが、「たたかってこそ労働者」ということを体感しつつ、組合に結集できなかった従業員に対し、「労働組合の力」、「全損保の力」を伝えることができた。
 - 全損保として、
 - ニューインディア分会の浅岡さんの解雇撤回闘争とともに構えづくりをおこない、金融他労組、全損保OBの支援態勢をつくりあげた。
 - 不当な経営の出方に対し、「いいなりにならない」という労働

組合としての基本姿勢を貫き、全損保の力をあらためて組織の内外に示した。

ことに集約することができる。

- 損保大手3グループが収益拡大の源泉を海外に求めていることに象徴されるように、「限界マーケット」とも揶揄されている日本市場からの撤退・閉鎖が今後もあり得ないとは言えない情勢のもとで、ゼネラリのたたかひは、大きな警鐘を鳴らすとともに、労働組合の基本原則の重要性をあらためて明示したことになる。

それは、次の2点に要約される。

- 第一は、日常不断の職場活動が要求実現の根底に流れているということである。「労働組合の風」を組合員・従業員だけでなく、経営も日々感じ取っていたならば、ゼネラリのような乱暴極まる出方はなかったであろう。ゼネラリ分会の弱点は、労働組合への期待・共感が醸成されていないなかで、勇気をふり絞って立ち上がった仲間たちが奮闘せざるを得なかった点にあった。組織点検・組織強化の重要性を再認識させたたたかひでもあった。
- 第二は、全損保らしく、東京都労働委員会のたたかひにも力を傾注し、支援の輪が広がったことが解決の道筋を創りあげたということである。東京都労働委員会の傍聴席を埋め尽くし、職場での少数派が「法廷」での圧倒的な多数派となった。こうした全損保が築きあげてきたたたかひの延長線上に、ゼネラリ争議の解決も位置づけられることは明らかである。

最後に、弁護団および労働者委員の献身的な「法廷」対策、全損保、OBのみならず金融他労組などの支援に深く感謝するとともに、今後も、全損保は「損保で働く仲間の雇用と権利、健全な産業・職場を守る」ことに全力をあげて奮闘することをここに決意する。以上